

操縦室内での電子機器類使用に関する違反について

スカイネットアジア航空株式会社(本社:宮崎県宮崎市 代表取締役社長:伊東 正孝)は、当社運航乗務員による航空法に違反する以下の事実が判明し、本日、国土交通省より嚴重注意を受けましたのでご報告申し上げます。

2007年9月20日、当該運航乗務員が乗務する便において、操縦室内の予備席にいる当社社員に、着陸を含む運航中の様子をデジタルカメラで撮影させ、その映像を2008年11月にインターネットサイトへ掲載していたことが、2009年4月13日に判明致しました。

離着陸時において、航空機内でデジタルカメラを使用していたことは、航空法第73条の3(安全阻害行為の禁止等)及び航空法施行規則第164条の15(安全阻害行為等の禁止)に違反する行為にあたります。

皆様には多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びいたします。

安全は経営方針の最重要課題であり航空輸送の原点であることを改めて肝に銘じ、再発防止と信頼回復に努めてまいります。

以上